



阿久根市告示97号

阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる指定地域に住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和8年8月27日

阿久根市長 西 平 良 将



指定地域

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町